

# 9 自由な価格設定と便乗値上げ

## POINT 合理的な理由があれば便乗値上げには当たりません

- ▶従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。
- ▶一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で、需給の動向やコストの変動などの市場条件を反映して決定されるものであり、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。税率の上昇に見合った幅以上の値上げを行う場合には、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、事業者において、値上げの理由を消費者に丁寧に説明できるようにしてください。

【以下のような事例は、便乗値上げには当たりません】

- 消費税率引上げに近接したタイミングで生じた別の要因（例：原材料価格や人件費の変動等）への対応として値段を変更する。
- 消費税率引上げ前の需要の高まり（駆け込み需要）に対応して、値上げを行う。



9に対するお問い合わせ先 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196

# 10 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができることとされています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。

## POINT ① 転嫁カルテル

消費税の  
転嫁の方法の決定

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。転嫁カルテルを行うことができるのは、主に中小事業者やその団体です。

〈具体例〉

- ▶各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

例1 本体価格98円×10%=消費税額9.8円 → 10円 例2 本体価格93円×10%=消費税額9.3円 → 9円

【以下のような行為は認められません】

- ▶消費税率引上げ後の税抜価格（本体価格）又は税込価格を統一する旨の決定
- ▶消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- ▶合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定

**POINT**

# ② 表示カルテル

## 消費税についての表示の方法の決定

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

**〈具体例〉**

▶消費税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

ア 税込価格を表示する場合

**例1** 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

**例2** 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

イ 税込価格を表示しない場合

(7 総額表示義務の特例(11頁～12頁)を利用する場合)

**例1** 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定

**例2** 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定

【形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要です】 **POINT ①**

**〈具体例〉**

▶消費税率引き上げ分を消費税率引き上げ前の対価に上乘せした結果、計算上生じる端数を切上げにより処理して、税込価格を表示する旨の決定

**注**

**1**

### 中小事業者とは？

製造業・建設業・運輸業\*

3億円以下又は300人以下

卸売業

1億円以下又は100人以下

サービス業

5千万円以下又は100人以下

小売業

5千万円以下又は50人以下

〈凡例〉 業種  
 資本金規模・従業員規模

**注** このほか、政令による特例があります。

**注**

**2**

転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とは、要件が異なります

▶転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

**注** 表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

**注**

**3**

共同行為を行う場合、公正取引委員会への事前の届出が必要です

▶共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届け出る必要があります。

▶届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) を御覧ください。

**注**

**4**

以下の期間の共同行為が認められます

▶平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。

**注** 共同行為の期間中に、消費税率引き上げがあっても、共同行為の内容に変更がなければ、改めて届出をする必要はありません。

**注 意 点**

共同行為はあくまで任意のものです。これを行うか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。

**10**

10に対するお問い合わせ先  
**公正取引委員会**  
**消費税転嫁対策調査室**  
**03-3581-5471 (代表)**